

会津若松市道路占用料等条例 新旧対照表

【改正案】				【現 行】					
<p>附 則 (施工期日) 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置) 2 改正後の会津若松市道路占用料等条例の規定は、この条例の施行の日以後の道路の占用の期間に係る占用料について適用し、同日前の道路の占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。</p>									
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)					
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	占用物件	占用料		法第32条第1項第1号に掲げる工作物	占用物件	占用料			
		単位	金額			単位	金額		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	570円	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	480円		
	第2種電柱		880円		第2種電柱		730円		
	第3種電柱		1,200円		第3種電柱		990円		
	第1種電話柱		510円		第1種電話柱		430円		
	第2種電話柱		820円		第2種電話柱		680円		
	第3種電話柱		1,100円		第3種電話柱		940円		
	その他の柱類		51円		その他の柱類		43円		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5円		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4円		
	地下電線その他地下に設ける線類		3円		地下電線その他地下に設ける線類		3円		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	500円		路上に設ける変圧器	1個につき1年	420円		
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	310円	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	260円				
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	850円				
郵便差出箱		430円	郵便差出箱		360円				
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	900円	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	870円				
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	850円				
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	22円	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	18円		
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		31円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		26円		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		46円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		38円		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		51円		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		92円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		77円		
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		100円		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		220円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		180円		
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		310円		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		260円		
	外径が1メートル以上のもの		610円		外径が1メートル以上のもの		510円		
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	長さ1メートルにつき1年	3円	法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	長さ1メートルにつき1年	3円
		その他のもの		10円			その他のもの		9円
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	820円	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	680円		
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	510円		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	430円
		地下に設けるもの		310円			地下に設けるもの		260円
その他のもの		1,000円	その他のもの		850円				
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円	法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	850円		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額			階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額

	上空に設ける通路			450円
	地下に設ける通路			270円
	その他のもの			1,000円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日		9円
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月		90円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	90円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	900円
	標識	1本につき1年		820円
旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日		9円
	その他のもの	1本につき1月		90円
幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日		9円
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月		90円
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月		900円
	その他のもの			450円
政令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年		1,000円
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月		90円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				100円
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	AIに 0.022 を乗じて得た額	
	その他のもの		AIに 0.015 を乗じて得た額	
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		AIに 0.024 を乗じて得た額	
	その他のもの		AIに 0.015 を乗じて得た額	
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		AIに 0.022 を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		AIに 0.024 を乗じて得た額	
	その他のもの		AIに 0.034 を乗じて得た額	
備考 略				

	上空に設ける通路			430円
	地下に設ける通路			260円
	その他のもの			850円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日		9円
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月		87円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	87円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	870円
	標識	1本につき1年		680円
旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日		9円
	その他のもの	1本につき1月		87円
幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日		9円
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月		87円
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月		870円
	その他のもの			430円
政令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年		850円
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月		87円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				85円
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	AIに 0.019 を乗じて得た額	
	その他のもの		AIに 0.014 を乗じて得た額	
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		AIに 0.022 を乗じて得た額	
	その他のもの		AIに 0.014 を乗じて得た額	
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		AIに 0.019 を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		AIに 0.022 を乗じて得た額	
	その他のもの		AIに 0.031 を乗じて得た額	
備考 略				